

I 章 「県立高等学校改革前期実施計画」策定に当たって

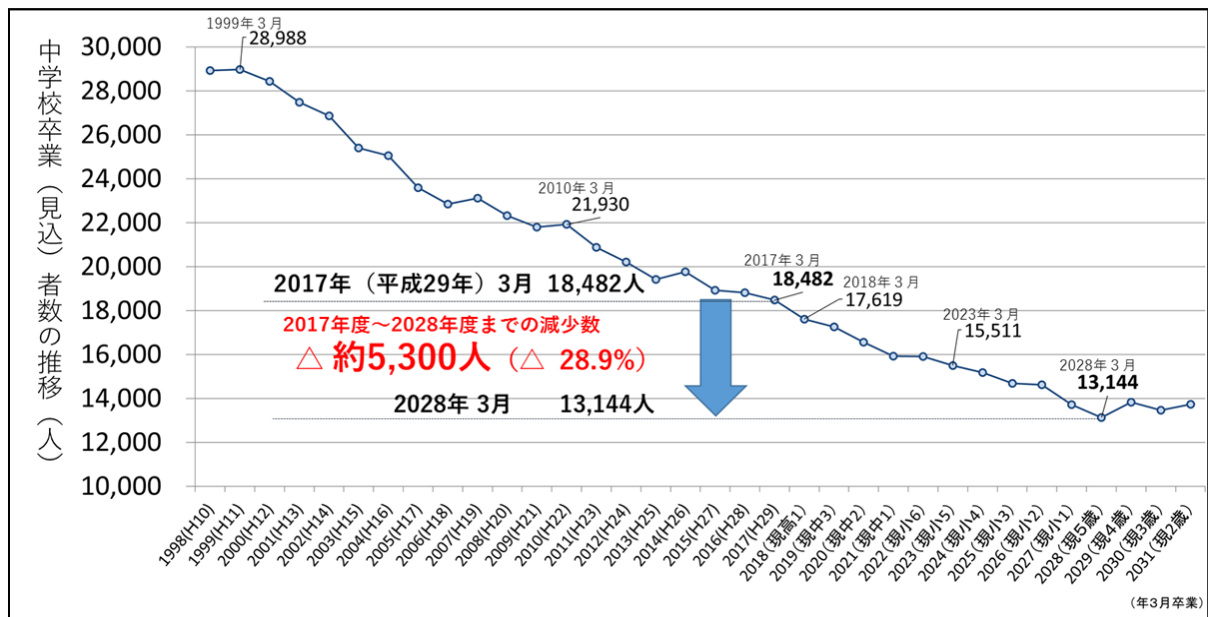
1 「県立高等学校改革基本計画」について

(1) 「県立高等学校改革基本計画」策定の経緯

グローバル化や技術革新の進展、生産年齢人口の急激な減少などにより、社会や職業の在り方そのものが変化しようとしている中、特に本県においては、人口減少、少子高齢化、過疎化への対応、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生など、大きな課題を抱えています。こうした状況に伴い、本県の高等学校教育には、多様化する生徒の進路希望への対応、本県を支える人材の育成、地域との連携の一層の推進などが求められています。

このような中、少子化の進行により、本県の中学校卒業見込者は今後もさらに減少を続け、2017年（平成29年）3月の中学校卒業生数に比べて、2028年3月の卒業見込者数は、約5,300人減少する見込みです。この傾向は、全県的に今後も継続し、県立高等学校改革基本計画策定前の2017年（平成29年）3月の中学校卒業生数18,482人に比べて、2028年3月の卒業見込者数は、13,144人となり、約5,300人減少する見込みです（図1）。

図1 2028年3月までの中学校卒業見込者数の推移（全県）



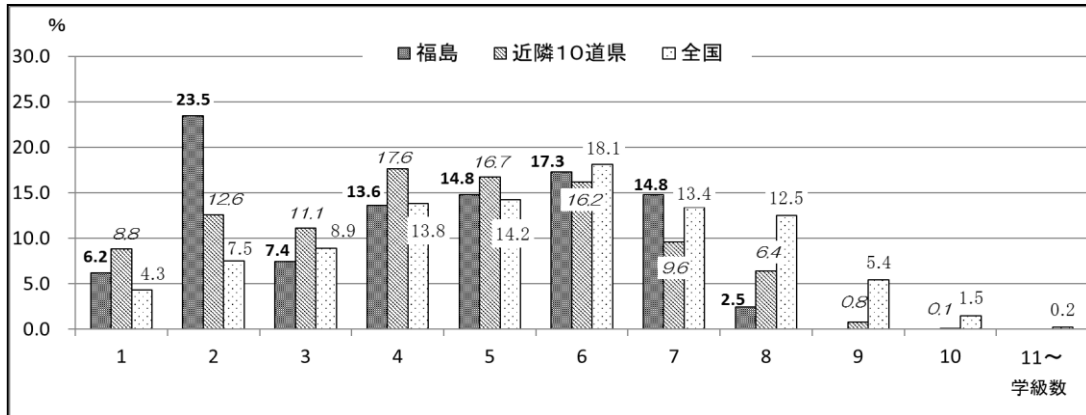
出典：2017年（平成29年）までは福島県企画調整部統計課編各年度の「学校基本統計（学校基本調査報告書）」から作成。
2018年（平成30年）3月～2026年3月までは同調査における各学年の在籍者数をもとに作成。
2027年3月以降は同課提供「福島県の推計人口」（2017年4月1日現在）の各年齢別のデータをもとに作成。

本県では、東日本大震災・原子力災害の影響もあり、これまで人口の減少期であっても学校数をある程度維持したままで、中学校卒業生の減少に応じて学級数を減じてきた結果、1学年当たり3学級以下の小規模校が全日制課程全体の37.1%となり、全国平均20.7%に比べて高い割合となっています。特に、1学年当たり2学級規模の学校は23.5%を占め、全国平均7.5%に比べて突出して高い割合となっています（図2）。

これまでのような学級数を減じる対応だけでは限界を迎えており、今後高等学校教育の質を維持・向上していくためには、高等学校改革は避けて通れない課題

となっています。学習指導要領の改訂※や高大接続改革※など、我が国の高等学校教育の大きな転換期であることに加え、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生など、本県独自の課題への対応を迫られており、本県の高等学校教育は、大きな転機に直面しています。

図2 1学年当たりの学級数で見た学校規模の比較（福島県・近隣10道県・全国）



出典：「平成30年度全国公立高等学校第1学年定員等状況」（富山県教育委員会調べ）をもとに作成。
 分校を含む2018年度（平成30年度）都道府県立高等学校全日制課程の募集定員。近隣10道県は、北海道、本県を除く東北5県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県。

このため、県教育委員会は、福島県学校教育審議会※に対して、2016年（平成28年）5月、「社会の変化に対応した今後の県立高等学校の在り方について」諮問を行い、2017年（平成29年）6月に答申を受けました。この答申を踏まえ、昨年5月に、今後10年間の県立高等学校改革の方向性を示し、計画的かつ着実に改革を推進するための長期計画として、「県立高等学校改革基本計画（2019年度～2028年度）」を策定しました。

（2）「県立高等学校改革基本計画」の内容

基本計画では、課題の山積した本県であるからこそ、現状をチャンスと捉え、「**本県の未来を切り拓くチャレンジ精神を持った人づくりを推進すること**」を計画の理念としました。この理念をもとに、高等学校における学びを通じて、地域に軸足を置きながら多様な主体と関わり、自己のアイデンティティと郷土への誇りを育み、生徒一人一人の志を実現させることができるよう、教育の質を向上させることとします。そのために、各高等学校の新たな在り方を検討し、再編整備と特色化を図る中で、より良い教育環境を提供することによって、生徒一人一人の資質や能力を向上させることのできる魅力ある高等学校づくりを推進することを目標に、以下の4つの基本方針と17の取組に沿って高等学校教育の充実を図ることとしました。

※ 学習指導要領の改訂

高等学校の学習指導要領は、2017年度（平成29年度）末に改訂され、2019年度からの移行期間を経て、2022年度から年次進行で実施される。

※ 高大接続改革

グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の急減などに伴い、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることが必要とされる中、学力の3要素（①知識・技能の確実な習得、②思考力・判断力・表現力等の能力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を確実に育成・評価するための、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の三者の一体的な改革のこと。

※ 福島県学校教育審議会

2002年（平成14年）に改正された福島県学校教育審議会条例に基づいて、教育委員会に設置された附属機関のこと。

【県立高等学校改革基本計画の4つの基本方針と具体的な取組】

基本方針1 社会の変化に的確に対応できる生き抜く力を育む高等学校教育の推進

- (1) 生き抜く力を支える確かな学力の向上に向けた取組の推進
- (2) 豊かなこころを育成する取組の推進
- (3) 体力の向上や健康増進に向けた取組の推進
- (4) 様々な課題に果敢に取り組む主体性・協働性を育成する取組の推進
- (5) 地域と連携し、地域の特色を生かした学校づくりの推進

基本方針2 多様な学習内容の確保及び教育の質の向上

- (6) 多様な学習機会の充実
- (7) 中高一貫教育の推進
- (8) 学びのセーフティネットの推進
- (9) 一人一人の夢を実現させる教育力の向上

基本方針3 学校の再編整備・特色化による教育活動の魅力化

- (10) 学ぶ意欲を引き出す望ましい学校規模
- (11) 望ましい学校規模への再編整備の推進
- (12) 進路希望に応じた特色ある高等学校の配置
- (13) 社会の変化に対応した学科の適切な配置
- (14) きめ細かな指導が可能となる教育環境の整備
- (15) 学校の特色化と情報発信

基本方針4 過疎・中山間地域の学習機会の確保と教育環境の向上

- (16) 過疎・中山間地域の学習機会の確保
- (17) 過疎・中山間地域における教育環境の向上

2 「県立高等学校改革前期実施計画」策定の趣旨

県立高等学校改革基本計画をより実効的、計画的に推進し、基本計画の理念を具現化するために、より具体的な高等学校改革の方向性と再編整備の具体的な対象校を含む5年単位の実施計画（短期計画）を前期・後期に分けて策定することとしました。本計画は、そのうちの2019年度から2023年度までの前期実施計画です。

策定に当たっては、第6次福島県総合教育計画※の後半4年間における取組を重点化した「頑張る学校応援プラン」との整合性を図るとともに、県立高等学校改革基本計画の4つの基本方針に沿って、本県の高等学校全体の在り方を示した上で、各地区の中学校卒業見込者数の今後の推移、近年の各高等学校の志願動向や中学3年生の進路希望等を考慮しました。また、各高等学校が所在する地域の実状や本県で求められる人材育成の観点等も考慮し、すべての県立高等学校の今後5年間の方向性を示すこととしました。

なお、本計画の実施状況を検証するとともに、その後の社会情勢の変化等を勘案しながら、本計画期間の後半に「県立高等学校改革後期実施計画」を策定し、2024年度から2028年度までの県立高等学校改革を推進することとします。

※ 第6次福島県総合教育計画

教育行政の効率的かつ効果的な推進に資するため、本県では総合教育計画を1966年(昭和41年)以来策定している。第6次計画は、2010年度(平成22年度)から2020年度までの10年間であるが、東日本大震災と原子力災害からの復旧・復興のための施策を盛り込み、2013年(平成25年)に改定した。

【県立高等学校改革計画のスケジュール】

